

生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金のご案内

<申請受付期間>

令和7年8月22日（金）～令和7年10月31日（金）（消印有効）

<事業概要>

対象施設	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料（診療報酬）を届出済の病院、診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション								
対象事業	令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に、業務効率化や職員の処遇改善を図るために行う以下(1)～(3)のいずれか（複数可）の事業 (1) ICT 機器等の導入による業務効率化 具体例 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 (2) タスクシフト/シェアによる業務効率化 具体例 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア (3) 補助金を活用した更なる賃上げ 具体例 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 ※ベースアップ評価料の対象となっている部分とは別の賃上げが対象								
交 付 額	<table border="0"> <tr> <td>(1) 病院・有床診療所（5床以上）</td><td>許可病床数×4万円</td></tr> <tr> <td>(2) 有床診療所（4床以下）</td><td>1施設×18万円</td></tr> <tr> <td>(3) 無床診療所</td><td>1施設×18万円</td></tr> <tr> <td>(4) 訪問看護ステーション</td><td>1施設×18万円</td></tr> </table>	(1) 病院・有床診療所（5床以上）	許可病床数×4万円	(2) 有床診療所（4床以下）	1施設×18万円	(3) 無床診療所	1施設×18万円	(4) 訪問看護ステーション	1施設×18万円
(1) 病院・有床診療所（5床以上）	許可病床数×4万円								
(2) 有床診療所（4床以下）	1施設×18万円								
(3) 無床診療所	1施設×18万円								
(4) 訪問看護ステーション	1施設×18万円								

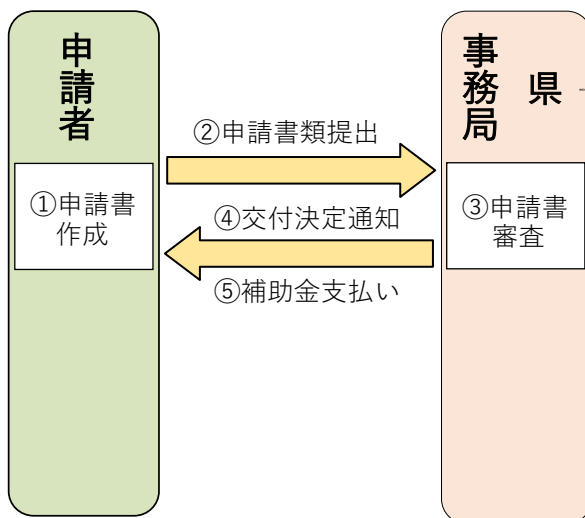
<申請方法・問合せ先>

申請方法	郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください） 【提出先】 〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル5階 生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金事務局 宛て
問合せ先	電話番号 : 073-435-0086（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く） F A X : 073-425-3600 メールアドレス : shienkin@c-blessyou.com （生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金事務局）

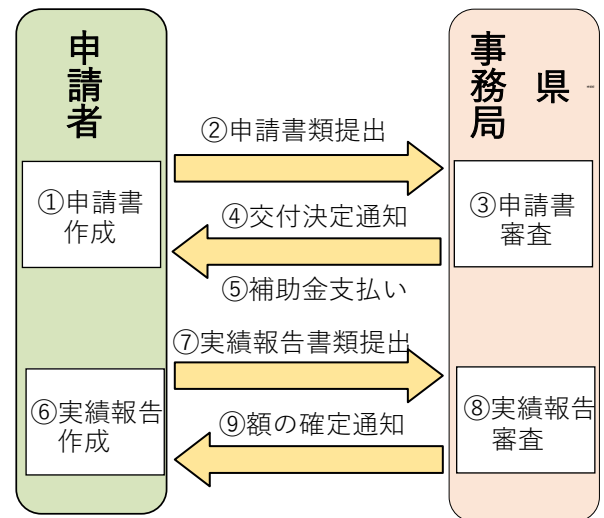
<申請書類>

申請様式	【申請時点で事業実施済の場合】 (1) 交付申請書兼口座振込依頼書（第1号様式） (2) 生産性向上・職場環境整備等支援事業計画書兼実績報告書（第3号様式） (3) 振込先口座確認書（第4号様式）
	【申請時点で事業未実施の場合】 (1) 交付申請書兼口座振込依頼書（第1号様式） (2) 生産性向上・職場環境整備等支援事業計画書（第2号様式） (3) 振込先口座確認書（第4号様式） ※事業完了後、実績報告書の提出が必要となります
様式のダウンロード	申請様式は和歌山県庁医務課のホームページからダウンロードしてください 【URL】 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00219591.html 「和歌山県 生産性向上・職場環境整備等支援事業」等で検索 ※書類作成前に必ず「要綱」・「Q & A」・「記載例」の確認をお願いします

【申請時点で事業実施済の場合（精算払）】



【申請時点で事業未実施の場合（概算払）】



<留意事項>

- * 各提出書類の提出部数は1部となります。電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。
- * 実績報告に基づく確定額が概算払で交付した額を下回る場合は、その差額を返還していただくことになりますので、交付額以上の事業を実施するようにしてください。
- * 申請時や実績報告時に証拠書類の添付は不要ですが、国の会計検査等で証拠書類の提出が求められることもありますので、本事業の収支に関する帳簿や領収書等の証拠書類を整理し、5年間（令和13年3月31日まで）は保管するようにしてください。
- * 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、補助金を返還していただきます。